

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月28日

山口県知事 村岡 嗣政 様

提出者

住 所 広島県広島市中区小町4番33号

氏 名 中国電力株式会社 電源事業本部 (火力)

部 長 岩崎 央

電話番号 082-241-0211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国電力株式会社 旧下松発電所
事業場の所在地	山口県下松市大字平田字東潮上484
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気業
②事業の規模	該当なし
③従業員数	65人(電源事業本部(火力))
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図)					
別紙2のとおり					
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	硫酸	苛性ソーダ	引火性廃油
	排出量	46.0 t	16.3 t	17.5 t	0.04 t
	(これまでに実施した取組) 発電所廃止に向け主要変圧器の撤去に伴い発生した、絶縁油（PCB含有）が付着した部品および各種薬品（硫酸、苛性ソーダ）、引火性廃油の産業廃棄物処理を、添付管理体制のもと適切に実施した。				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	—		
	排出量	0.01 t		— t	
	(今後実施する予定の取組) PCB含有絶縁油が付着した水銀充満式温度計（2台）をドラム缶にて密閉保管中であるが、今後、処分方法が確定後、処分予定である。				
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項					
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 水銀充満式温度計（PCB付着） 2台 ・ドラム缶内に密閉保管中				
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —				

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

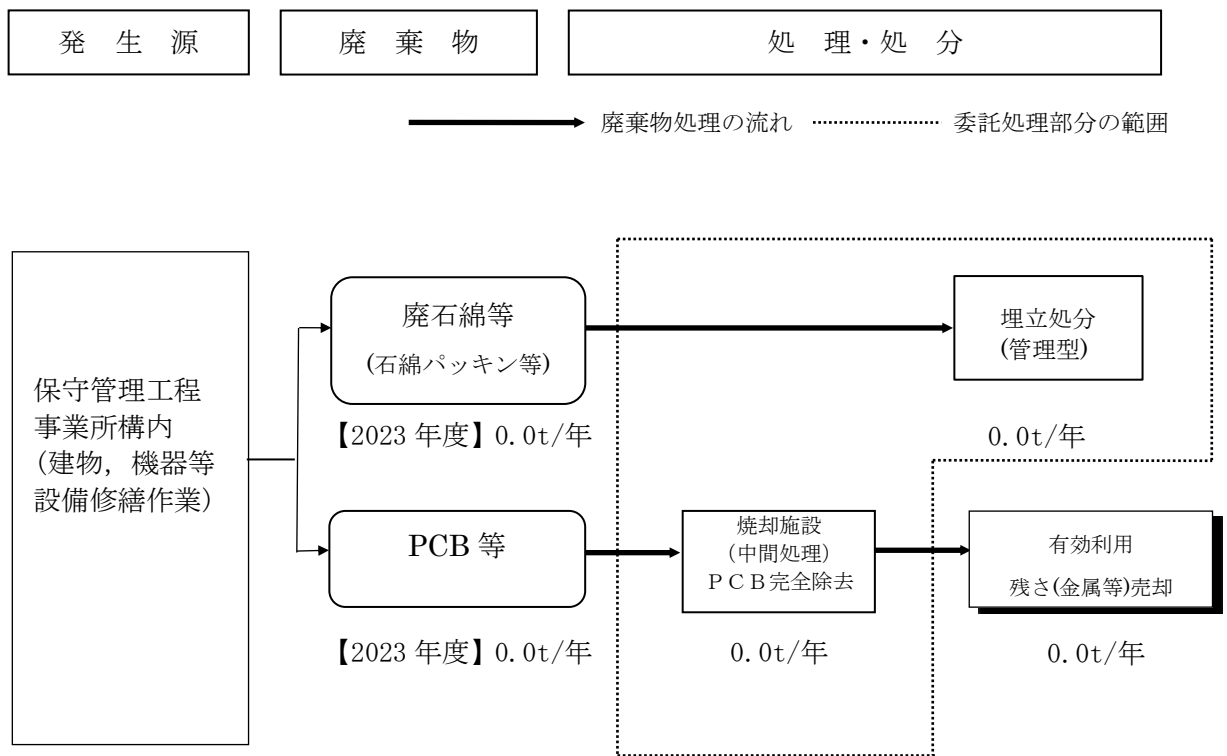
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
① 現状	【前年度（—年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t		
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t		
	(今後実施する予定の取組)				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	硫酸	苛性ソーダ	引火性廃油
	全処理委託量	46.0 t	16.3 t	17.5 t	0.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	46.0 t	16.3 t	17.5 t	0.04 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) 発電所廃止に向け主要変圧器の撤去に伴い発生した、絶縁油（PCB含有）が付着した部品および各種薬品（硫酸、苛性ソーダ）、引火性廃油の産業廃棄物処理を、添付管理体制のもと適切に実施した。					

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 等	
	全 処 理 委 託 量	0.01 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.01 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組) P C B 含有絶縁油が付着した水銀充満式温度計 (2台) をドラム缶にて密閉保管中であるが、今後、処分方法が確定後、処分予定である。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2022年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	33.9 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等) 廃棄物関係の環境管理データ集計は、外部集計システムを運用している。今後も同システムの運用を継続する予定。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

a. 責任者

統括責任者	所 属： 電源事業本部(火力) 職・氏名：部 長 岩崎 央	
廃棄物担当	組 織 名：火力建設グループ 組織人数：7名 職・氏名：マネージャー 西岡 勝則	
職 務	役 割	
	廃棄物担当者	廃棄物担当マネージャー
特別管理産業廃棄物処理施設の点検整備	○	
特別管理産業廃棄物処理に関して担当者への指導・助言		○
発生したトラブル原因の調査と対策の検討	○	
特別管理産業廃棄物処理状況の記録	○	
特別管理産業廃棄物に関する教育の実施	○	
特別管理産業廃棄物処理施設の維持管理業務従事者の監督		○
特別管理産業廃棄物処理計画の作成		○
特別管理産業廃棄物処理実績の報告		○
特別管理産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討		○
特別管理産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握		○
処理業者，再利用業者の調査，選定及び管理		○
委託契約の締結		○
産業廃棄物管理票の交付・管理		○ (排出主管)
監督官庁への各種報告		○
社員，関係会社に対する教育・啓発		○
その他関係する事項		○

b. 管理組織図

